

59661

鳥取縣公報

昭和十八年九月十日 金曜日
第千四百六十七號

本書ノ大キサメ國定規格A5判

告示

目

次

○告示

●鳥取縣農業再保險審查會規程中改正 一頁

●印刷業協定賃金廢止認可 一頁

●被保險者證中無効 一頁

●產婆名簿登錄者 一頁

○彙報

●前線へ慰問狀を 一頁

●滿蒙開拓青少年義勇軍募集 一頁

●薪炭生產供出增强運動 一頁

○其の他

◆鳥取縣告示第四百九十號

昭和十七年一月鳥取縣告示第二十七號鳥取縣農業再保險審查會規程中左ノ通改正ス

昭和十八年九月十日

鳥取縣知事 武 島 一 義

第四條第二項第一號ヲ左ノ如ク改ム

一 鳥取縣官房長並ニ鳥取縣内政部長

第九條 第二項中「又ハ待遇官吏」ヲ削ル

附 則

本規程ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

の家庭からは及ぶ限り通信して居られるのであります。が、隣家として隣保班の者として、或は同町内や同部落民として能ふかぎり度々郷土出身軍人達に近況を通知するといふことは、いかに忙しくとも怠つてならぬ仕事であります。どうか皆さん、忙しい中にも是非筆をとつて出来るだけ度々個人宛の「軍事郵便」を出して下さい。吾々の書き綴つた通信が、そのまま第一線の將兵の力付けとなつて戦力増強の一助となることを考へると、たゞ隣人としての慰問といふに止まらないお國の爲にそれだけ力添ひしたこととなるわけであります。

次に聯隊區司令部では現地將兵への慰問袋を何時でも取扱つて居られるので、特に募集される時ばかりでなく何時でも澤山の慰問袋を差出していただきその中に是非慰問状を入れていただきたい御座います。大人でも子供でも、ことにごく幼い子供のたゞくしい假名文字の手紙はどれほど

に堪えません。しかしこの種の慰問状は近頃では慰問袋に收容し切れない程になつてゐますので、今後は司令部でも取扱ふことは取扱ふのですが、直接前線部隊へお送り願ひたいとのことであります。

しかしさうすると郵便料が嵩むかと思はれるのであります。が、實は案外安く送れて、しかも遠くの部隊へも早く届き極めて効果的であるわけでありますから、是非澤山の慰問状を直接現地宛お送りになつていただきたいと存じます。

即ち一般書状として送れば一通二十グラムまで五錢切手を貼用するのであります。但し注意していただきたいことは各人の作った封筒の表書は個人宛にしないで、「皇軍將兵御

ど兵隊さんの心をやわらげ慰めることでせう、但しこの慰問状の内容は、何時何處の兵隊さんに届くかわからぬですから、先方の氣候的や地域的にへんな調子にならぬよう特に注意せねばなりません。

またこの際気をつけていただきねばならぬことは、司令部（各團体の手）を経るものも同様）を経る慰問袋に入れる手紙はすべて宛名を個人にしてはならぬことです。どの兵隊さんに渡るかわからぬのですから、決して個人名義で書いたものは出せないわけであります。

なほ念の爲申し添えますが、皆様の家庭から郵便局を経て小包で送られる個人宛の慰問袋には必ず手紙を入れてはなりません。小包に手紙を入れると郵便法違反になることは慰問袋でも同様であります。

學校とか會社・各種團體等から慰問袋に入れるたくさんの一同一様」とか「前線の兵隊さんへ」とか適當に書くことで、なほこの慰問状を入れる大型封筒（開封）は丈夫な紙質のものを用ひ、宛名（部隊所在地及び部隊名）は明確に記載して下さい。

又多數まとめたこの慰問状は小包郵便（前述の如く個人宛でないものに限る）として送つても結構なのですが、もし誤つて國民學校兒童等が、小包の中に手紙を入れてもよいものと思ふやうなことがあつてはならぬので、なるべく四種郵便の開封發送をお奨めいたします。

なほこの外に恤兵關係のことで質問がありましたら、縣の兵事厚生課か又は直接鳥取聯隊區司令部軍人援護係宛お問い合わせ下さい。

(兵事厚生課)

△△
△△
△△

滿蒙開拓青少年義勇軍募集

一青少年よ！ 敢勇起て！

皇國の興廢を決するこの大東亞戰爭を勝ち抜く爲には、銃後一億の國民は一人の例外もなく常に戰場にある覺悟を以て國に殉する奮闘を續ければなりませんが、殊にこの大戰を完遂する爲に全國の青少年に活躍を要請せられる部門は頗る多く、その任務は極めて重大であります。しかして~~北~~亞北邊の防衛を強化し、國民糧食の増産に挺身して戰力増強を圖り、民族協和の指導者として立つべき我が滿蒙開拓青少年義勇軍も亦、戰時下に於ける緊要な國策として、青少年に對し奮然參加を要請されてゐるところであります。

滿洲國は我が國と一体不可分の盟邦として、王道樂土願す。

有爲の我が大日本青少年諸君よ、率先海を越えて滿洲の沃土に定住し、若々しい意氣と逞しき力を以てこの大事業に參加し、日滿共榮の道、大東亞建設の爲に敢然邁進しようではありませんか。

又各家庭の父母、祖父母を始め兄姉の方達も、よくこの重要な青少年義勇軍の任務を理解せられ、また青少年將來の發展性を考慮せられて、眼前の盲目的な愛情にとらはれることなく、進んで愛子の進出に賛同なさるやう切望する次第であります。

◆ 應募資格

年齢 數へ年十六才、早生れの者は十五才より十九才ま

での者、但し十二月二日以後生まれの者は二十才でも差支へありません。

経歴 學歷は國民學校初等科卒業であることを必要とし

ますが、職歴はその如何を問ひません。

現の地として建國されてこゝに十一年、躍進に躍進を重ねて今や自他共に許すに至つてゐるのであります。この滿洲國に於ける民族協和の核心として、自ら率先し、沃土を開拓し、產業を完遂し、國防を充實し範を示して眞に指導的地位に立ち、魂と魂を觸れ合ひ、精神的感情的な融合を圖つてその建國の理想を達成することは、今次の大戰を完遂し大東亞の建設を完成する我々大和民族に課せられた大使命であります。

わが青少年義勇軍はその綱領にいふ如く「天祖ノ宏謨ヲ奉ジ心ヲニシテ追進シ、身ヲ以テ滿洲建國ノ聖業ニ捧げ神明ニ誓ツテ 天皇陛下ノ大御心ニ副ヒ奉ラン」としてゐるのであります。大東亞共榮圈の主軸たる日滿一體高度拓民、特に開拓農民たる資質の育成に努めてゐるのであつて、まことに青少年義勇軍こそは實に我が日本青少年の活模範であり、大東亞建設の前衛であるといふべきであります。

健康狀態 身体が強壯で、現地で共同生活並に農耕に從事し得ることが必要です。従つて醫者が診て呼吸器又は心臓が悪いとか、脚氣であるとか、神經系の疾患があるとか、痔瘻、重症トロボーム、慢性中耳炎其の他惡性の傳染性疾患のある者は採用されません。なほ其の他身體に故障のある人は早く治療して癒つてから應募するやうにして下さい。

其他 父兄の承諾のあることが絶対に必要ですが、本人自身も我が大和民族の先驅者として大陸經營の第一線に進んで立つ鞏固な意志と、滿洲に骨を埋める決心をしてゐる者でなければなりません。

◆ 應募手續

希望者は居住地の市町村長、國民學校長又は青年學校長に申出て、その推薦を経て左の書類を市町村を經由して縣廳に出せばよろしく。

イ、願書二通

口、身上調書 四通

ハ、戸籍抄本 二通

尙この用紙は市町村役場、國民學校、青年學校に備付け
てあります。

◆ 証 衡

縣から指定された日時に所定の場所で人物考査と身体検査があります。この詮衡會場への旅費は縣から左の通り支給されますから、認印を持つて參會するのです。

イ、汽車三等往復運賃

ロ、乗合自動車等に往復三里以上乗つた時はその實費

◆ 合 格 後

右の詮衡に合格した者は滿蒙開拓青少年義勇軍内原訓練所(茨城縣東茨城郡下中妻村大字内原にあり)入所する日時を指示されますから、その日時に所定の場所に集合し、縣の職員に引率せられて出發するのです。郷里出發から後の費用は一切政府で負擔されますから、入所當時の被服、

び十四年度の渡満部隊はそれゝこの三年の訓練を終つて義勇隊開拓團に移行し、建設に營農に逞ましい奮闘を續けて戰力の增强に挺身すると同時に、民族協和の中核として附近の原住民を指導し、立派な新日本農村の完成に懸命の努力を捧げて居るのであります。

兵役關係については、徵兵検査を現地で受けて關東軍に入營することになります。

なほ詳細について知りたい人は市町村役場、學校、青年團、國民職業指導所等で問ひ合せられたく、又縣廳農務課、大東亞省滿洲事務局青年課、同移住相談所、滿洲移住協會でも御問合せに應じます。

(農 権 課)

二、對象となるべき作業は製炭、薪補助作業、製品の搬

出作業、炭俵製作又は古俵、古繩の回収等比較的容易なものとすること

薪炭生産供出増強運動！

一 青少年學徒を動員して—

日常手廻り品等の外不用です。

内原では内地訓練といつて入所の日から各中隊に編成されて自治的な共同生活が始まり、訓練生は中隊長を中心毎日規律正しい緊張した生活を三ヶ月行つて義勇軍たる資格を鍛磨します。そして無事内地訓練が終ると所定の被服

携帶品等を支給され、東京に出て二重橋前で宮城を拜し、續いて伊勢の皇太神宮に參拜して愈々憧憬の滿洲に向ひ、大陸に到着して現地訓練所に配属されます。

滿洲に於ける現地訓練は義勇軍綱領の精神に則り生活訓練、教學、農事、軍事、武道、特技訓練等を通じて心身を鍛錬陶冶し、滿洲建國の聖業を翼賛するに足る開拓農民を育成するを目的として一ヶ年の基本訓練、二ヶ年の實務訓練を實施されます。

現地訓練を終了すれば原則として政府の補助金を受け、建國農民となつて一戸當り十町歩の耕地と若干の團協用地を有する農村を作りますが、既に昭和十三年度及

木炭の生産增强に付ては從來屢々青少年學徒を動員して好成績を收めて來てゐるのであるが、本年度に於ける薪炭の需給状況は寔に憂慮すべきものあるに鑑み、今回全國的に八、九兩月を「第一次薪炭生産供出增强期間」として生産並に供出の增强をはかることゝなつたので、本縣でも之に即應して兒童、生徒を動員し本運動の目的達成を期すことゝした。其の要領は次の如くである。

一、勤労作業を行ふ學徒は主として生産地最寄國民學校(上級生)青年學校、中等學校の兒童生徒とすること。

三、生産者又は關係團體より作業の種類、時期、場所等の申出を受け、之に基き具体的計畫を樹立して實施すること。但し中等學校は縣教學課に連絡すること。

四、勤労作業に必要な機具等は地元農會、產業組合等で斡旋すること

五、本勤労作業に對しては縣で補助することになつてゐるので、其の申請に付ては木炭検査員に連絡し、管轄林產物検査所支所長を經て知事宛申請すること

六、勤労奉仕をする場合にはそれに要する實費を奉仕先より受けてもよい

七、本運動實施に付ては規律正しい團體的訓練をなし、集團勤労作業の教育的趣旨の徹底をはかること

八、本運動實施に際しては他の勤労作業と重複しないやう適宜實施すること

（教 學 課）

（九月八日發行）

▲週報

（九月八日發行）

- 決戦下の教育と學徒の實狀
- 生産決戦と司法保護
- 企業整備質疑應答
- 滿洲國の食糧増産
- ケベック會談をめぐつて

▲寫眞週報

- 畏し山崎部隊長以下に破格の恩命
- 敵の反攻激化に備へよう
- 南北最前線の皇軍防衛軍
—我が本土をねらふ在支米空軍の擊碎へ—
- 陸組バケツ注水競技大會（大阪）
- 炎暑に炭を焼く農學生（青森）
- こんなに助る陸組共同炊事（東京）
- 女ばかりで鹽つくり（福岡）
- 保護少年も生産增强の戰列へ

鳥取縣公報

目 次

縣 令

昭和十八年九月十四日 火曜日
第十四百六十八號

◆鳥取縣令第五十一號

昭和十二年七月鳥取縣令第三十三號軍事扶助法施行細則中左ノ通改正シ昭和十八年八月一日ヨリ之ヲ適用ス

昭和十八年九月十四日

鳥取縣知事 武 島 一 義

○告 示

●竹材ノ最高販賣價格指定

一六八頁

●砂糖配給規則第五條ニ依ル指定

一七三頁

第五條第二號中「入院料一人一日二圓五十錢（生活扶助費及醫療費ヲ含ム）ヲ「別記「軍事扶助法ニ依ル醫療費點數計算規程」ニ依ルモノトシ一點ニ付二「一錢」ニ改ム

第七條第二號中「十五錢」ヲ「五十錢」ニ「六十錢」ヲ「一圓」ニ改ム

附則中 第二項ヲ左ノ如ク改ム